

岸和田市生涯学習実施計画

(令和 3 年度～令和 9 年度)

岸和田市

目 次

第1章 岸和田市生涯学習実施計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 基本方針の概要	1
第3節 計画の期間	1
第2章 計画の目標	2
第1節 計画の施策体系	2
第2節 目標の構成	3
1 基本方針に基づく施策	3
2 基本的施策	4
第3章 計画の推進に向けて	5
第1節 施策の展開	5
第2節 進捗状況の管理・評価	5
事業シート	6
生涯学習課	6
スポーツ振興課	11
郷土文化課	13
図書館	15



第1章 岸和田市生涯学習実施計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

第1次岸和田市生涯学習計画(平成5年)、第2次岸和田市生涯学習計画(平成16年)に続き、平成30年に岸和田市生涯学習基本方針(以下、「基本方針」という)が策定されました。この基本方針は、過去の計画の理念を継承しつつ、複雑化する現代社会において、多くの課題を解決するためにこれからの生涯学習の方向性を示す「道標」となります。

基本方針の理念を基に、具体的な事業のあり方を示すため、岸和田市生涯学習実施計画(以下、「実施計画」という)を策定します。

第2節 基本方針の概要

現代社会は、子育て、介護、健康、雇用をはじめとする身近な問題から、地球環境・資源問題、平和問題などが複雑に重なり合った「持続可能な社会づくり問題」まで、実に多くの解決すべき課題があります。これらの課題が調和的に解決されるためには、市民自治の活性化、そしてその前提となる人々のつながりや協働が必要です。

基本方針では、生涯学習の基本である学習の自由と多様性から、岸和田の人・コミュニティを創り、それがまちの希望を紡ぎ出すということを目的に、次の4つの柱が提案されています。

I 「学び + 実践 + ネットワーキング」の活性化を目指します

自由かつ多様な学びと、問題の解決に向けた実践とが、ゆるやかにつながり、そのつながりが他のコミュニティとつながり続けること(ネットワーキング)で、社会・文化を変える力となっていきます。このような流れが地域に豊かに生まれることを通じて、人々の学習がさらに生き生きとし、社会の課題が徐々に解決されていくことが期待されます。

II インクルーシブ・コミュニティづくりに力を入れます

「学び+実践+ネットワーキング」が活性化するためには、個々を尊重し、排除せず受け入れることのできる集団(インクルーシブ・コミュニティ)を創ることが必要です。他者に関心がない、関係性を持ちたくないという風潮が強まりつつあるなかで、このような集団をたくさん生み出し、つながることができれば、そこからさらにネットワーキングが進んでいくと考えられます。

III 社会教育支援チーム(仮称)を充実します

「学び+実践+ネットワーキング」に不可欠なインクルーシブ・コミュニティづくりに向けて、その推進母体の役割を担う新たなチームを創設し、専門的な視点からインクルーシブ・コミュニティの型や創成の方法を検討します。

IV フラッグシップ事業を創成します

インクルーシブ・コミュニティづくりの重要性を内外に周知するとともに、社会教育支援チーム(仮称)の力量を高めるため、市民・住民の多様な学習と地域の活性化が重なるような活動をフラッグシップ事業として推進します。

これらの柱を基に、岸和田市の生涯学習をさらに発展させる方策を考えていきます。

第3節 計画の期間（令和3年度から令和9年度の7年間）

実施計画の期間は、令和3年度からの7年間とし、前期及び後期に分けて設定することとします。

前期 令和3年度～6年度(4年間)

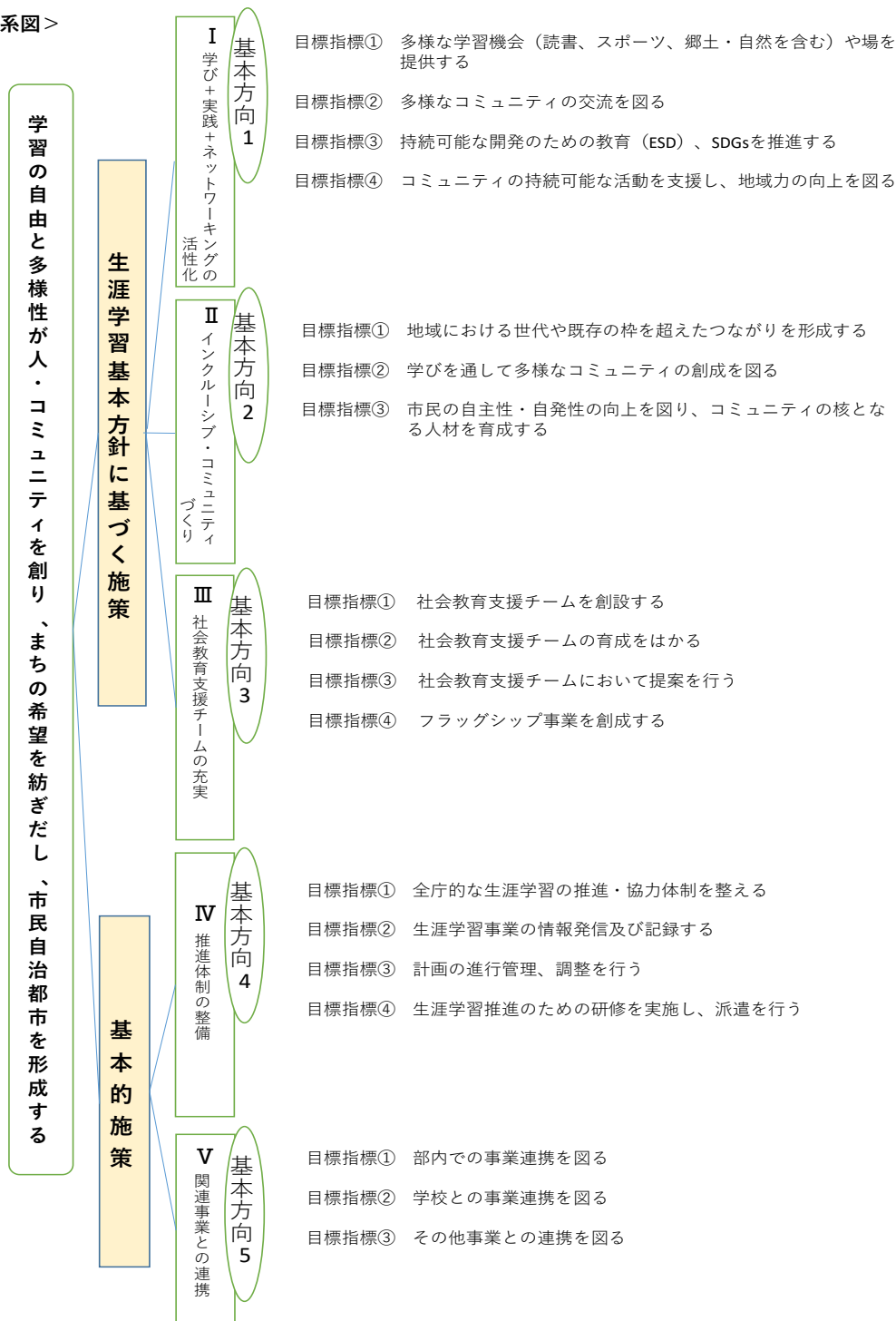
後期 令和7年度～9年度(3年間)

第2章 計画の目標

第1節 計画の施策体系

基本方針の基盤となる考え方である「学習の自由と多様性が、岸和田の人・コミュニティを創り、まちの希望を紡ぎだし、＜市民自治都市＞を形成する」という目指す方向性を具体化する、目標指標を設定します。

<体系図>



第2節 目標の構成

1 基本方針に基づく施策

基本方向Ⅰ「学び＋実践＋ネットワーキング」の活性化

現代社会では様々な問題が重なり、人々が生活する上で大きく関係しています。そのような問題を調和的に解決するには人々がつながり、協働することが欠かせません。生涯学習の基本である、個人の自由な学びからコミュニティを生み、それらがつながり、発展することで、社会や文化、ライフスタイルを変える力となっていきます。

目標指標 ① 多様な学習機会や場(読書、スポーツ、郷土・自然を含む)を提供する

【説明】生涯学習の基本は、「自由」な学習であり、どのような場合でも特別な意図で制限や誘導されることがあってはならない。コミュニティを組織化することは学習する個人単位から始まるといえるため、多様な学習環境を提供する。

② 多様なコミュニティの交流を図る

【説明】各事業を活性化させるには、自らのコミュニティだけでなく、他のコミュニティと出会うきっかけが必要である。そのような場を設ける事業を実施する。

③ 持続可能な開発のための教育(ESD)、SDGsを推進する

【説明】「持続可能な社会づくり問題」の解決の方法をあらゆる人々が考え、少しずつ実行することを目的とした、多様な入口を持った教育が重要である。環境教育、開発教育、人権学習、消費者教育、起業家養成プログラム、福祉教育・ボランティア学習、健康教育、平和教育などなんらかの入口から入って他の領域の人々と出会うきっかけを考える。

④ コミュニティの持続可能な活動を支援し、地域力の向上を図る

【説明】各コミュニティが学びから実践へと広がり、発展することが地域力向上へつながるため、自主的な運営を支援する。

基本方向Ⅱ「インクルーシブ・コミュニティづくり」

「学び＋実践＋ネットワーキング」を活性化するためには、誰でも出入りできる排除しないコミュニティが必要であり、それらを創るために、様々な視点から「つながる」事業や人材の育成などが必要であると考えます。

目標指標 ① 地域における世代や既存の枠を超えたつながりを形成する

【説明】安全な地域社会の推進や地域の人材の協力を得て、人と人が「つながる」事業を実施する。

② 学びを通して多様なコミュニティの創成を図る

【説明】同じ学習目的を持った人達が出会い、仲間やコミュニティとなるきっかけの事業を実施する。

③ 市民の自主性・自発性の向上を図り、コミュニティづくりの核となる人材を育成する

【説明】コミュニティや地域のリーダーとなるべく人材を養成する事業を実施する。

基本方向Ⅲ「社会教育支援チーム(仮称)」の充実

社会教育支援チームは、生涯学習推進本部を移行し、社会教育関係職員、市民・住民等を追加したうえで、新たな組織として創設します。

チームの創設にあたり、会議体の運営方法、メンバーの選出、基本方針の理解、役割の認識を深めることから進めていきます。チーム自体がインクルーシブ・コミュニティになるべく、本市の生涯学習が活性

化するための学びやコミュニティが広がる提案を行い、各専門分野の立場から推進していきます。

目標指標 ① 社会教育支援チーム(仮称)を創設する

【説明】「学び＋実践＋ネットワーキング」に不可欠なインクルーシブ・コミュニティづくりに向けて、推進する組織としての役割を担うチームの基盤整備を行い、創設する。

② 社会教育支援チーム(仮称)の育成を図る

【説明】基本方針の理解とチームの役割を認識し、基本的な知識等を修得する。

③ 社会教育支援チーム(仮称)において事業の提案を行う

【説明】コミュニティ創成のために、何を、どのように行うのか議論を深め、事業の提案を行う。

④ フラグシップ事業を創成する

【説明】インクルーシブ・コミュニティの意味やその重要性を内外に周知する事業を実施する。

2 基本的施策

基本方向Ⅳ 推進体制の整備

生涯学習施策を展開するには、部内だけでなく、全庁的、そして市民の理解も必要です。庁内や市民への周知や情報発信、未来のために残す記録も欠かせません。それらを実行していくための体制づくりを行います。

目標指標 ① 全庁的な生涯学習の推進・協力体制を整える

【説明】生涯学習施策は、多岐にわたる分野を包含しているため、庁内の協力体制を求めていく。

② 生涯学習事業の情報発信、情報提供及び記録する

【説明】生涯学習事業の発信や公民館の事業などを広く周知し、情報を提供する。また、事業活動や経過の記録を未来に残していく。

③ 計画の進捗管理、調整する

【説明】前期、後期の進捗状況の管理や、社会情勢の変化に伴う内容の変更等、適宜見直しや調整を行う。

④ 生涯学習推進のための研修を実施し、派遣を行う

【説明】生涯学習に関する意識を醸成するために研修を実施する。また職員の社会教育士(社会教育主事)の資格取得や、専門的知識の修得など、生涯学習を推進していくために必要な研修へ派遣する。

基本方向Ⅴ 関連事業との連携

つながりや協働を生む基盤である生涯学習事業は、社会問題と関連する部署と連携して事業を実施していくことが必要です。各事業を実施するうえで、必要に応じ、関係組織に協力を求めていきます。

目標指標 ① 部内での事業連携を図る

【説明】生涯学習事業として関連性の高い部内事業の連携を図る。

② 学校との事業連携を図る

【説明】学習の礎である学校教育、学校施設との事業連携を図る。

③ その他事業との連携を図る

【説明】生涯学習部だけでなく、各課、各方面との関連がある事業について連携を図る。

第3章 計画の推進に向けて

第1節 施策の展開

実施計画において、推進していくべき事業は巻末に記載のとおりとします。

各事業においては、事業概要、現状(課題を含む)、目標指標の該当番号、今後の方向性(目標)を示しています。

第2節 進捗状況の管理・評価

計画の推進にあたっては、各事業の現状(課題を含む)を踏まえ、方向性(目標)を期別(前期及び後期)で設定していますが、各年度の進捗管理・評価は下記のとおり行い、後期の方向性に確実につなげていくこととします。また、基本方針にあるように、社会情勢の変化や事業の変更等に伴う調整は、必要に応じて行います。

なお、各年度における事業の取り組み状況の確認は、「振り返りシート」により行います。

進捗状況の検証は、生涯学習審議会で行うこととします。

期別	年次【該当年度】	内 容
前期	1 年目 【令和 3 年度】	事業実施
	2 年目 【令和 4 年度】	事業実施 1年目の振り返りシートの作成、進捗状況の検証
	3 年目 【令和 5 年度】	事業実施 2年目の振り返りシートの作成、進捗状況の検証
	4 年目 【令和 6 年度】	事業実施 3年目の振り返りシートの作成、進捗状況の検証 ◎3年間の評価を踏まえ、後期実施計画の方向性(目標)を設定
後期	1 年目 (5 年目) 【令和 7 年度】	事業実施 4年目の振り返りシートの作成 ◎前期の進捗評価
	2 年目 (6 年目) 【令和 8 年度】	事業実施 5年目の振り返りシートの作成、進捗状況の検証 ◎次期計画策定に向けた取り組み
	3 年目 (7 年目) 【令和 9 年度】	事業実施 6年目の振り返りシートの作成 後期 2 年目までの振り返りと進捗評価 ◎次期計画策定に向けた取り組み
次期 計画 (予定)	【令和 10 年度】	事業実施 7年目の振り返りシートの作成 ◎後期の進捗評価

番号	担当課	事業名	事業概要	現在の状況（課題）	目標番号	今後の方向性（前期の目標）
1	生涯学習課	社会教育支援チーム推進事業	生涯学習基本方針に基づく生涯学習推進の柱の一つである社会教育支援チームを創設し、「学び+実践+ネットワーキング」に不可欠なインクルーシブ・コミュニティづくりに向けてその型や創成の方法を検討する。	生涯学習推進本部の移行を基本とし、新たな組織体の創設準備に取りかかっている。	Ⅲ－① Ⅲ－② Ⅲ－③	組織体の基盤整備から創設へ、基本方針に基づきメンバーの提案等による生涯学習の活性化を目指す。
2	生涯学習課	フラッグシップ事業	インクルーシブ・コミュニティづくりの重要性を内外に周知すると共に、社会教育支援チームの力量を高めるため、市民・住民の多様な学習と地域の活性化が重なる事業を推進する。	令和3年度に創設予定の社会教育支援チームが主体で企画する予定である。	Ⅲ－④	より多くの市民・住民が、身近な課題について気楽に学習でき、かつインクルーシブ・コミュニティづくりの重要性が認知されるような企画の開催を目指す。
3	生涯学習課	生涯学習推進委員会事業	第1次岸和田市生涯学習計画（平成5年9月策定）に基づき、生涯学習のまちづくりを進めるため、本市が実施する生涯学習関連事業を体系化して総合的な調整及び推進を図る目的で、岸和田市生涯学習推進委員会を設置している。	平成27年度以降、開催していない。	Ⅳ－①	委員会の今後のあり方について、庁内の生涯学習関連事業を整理し、連携して調整、推進を行う体制を検討する。
4	生涯学習課	生涯学習推進研修会事業	生涯学習活動を奨励し支援するため、生涯学習啓発事業として開催している。	平成28年度のみ2回実施、以降は実施していない。	Ⅳ－④	生涯学習について、広く周知、認識を持てるよう、実施に向け再構築を行う。
5	生涯学習課	出前講座事業	生涯学習出前講座は、市民からの要請に基づき、市民が主催する学習会に市職員及びそれに類するものを講師として派遣し、本市行政各分野の学習課題を提供することによって、市民の学習要求に応えるとともに、生涯学習のまちづくりを推進することを目的としている。対象は市内在住、在勤、在学者で、概ね10人以上の集まりの市民団体で、講座メニュー（内容）は市の事業・施策等についての説明・紹介等である。	行政に関する学習や理解を進めるうえで、市民の学習意欲向上に一定の役割を果たしている。	Ⅰ－① Ⅳ－④	今後も、各課にメニューを依頼し、引き続き事業を継続していく。市民の学習ニーズに沿った時事的なもの、社会的関心のあるもの等を取り入れていけるよう検討する。
6	生涯学習課	いきいき学びのプラン発行事業	第1次岸和田市生涯学習計画（平成5年9月策定）をきっかけに、生涯学習の積極的な推進のため、生涯学習部独自の広報紙として「いきいき学びのプラン」を発行している。平成22年度以降は年3回点字版・音声版を発行し、希望配付及び図書館等に配置している。	広報紙に折込し、生涯学習情報を提供することで、話題の提供や、市民への学習意欲の向上に貢献している。	Ⅳ－②	今後も、広報紙という重要な周知ツールを活かし、生涯学習の事業情報や話題、講座情報の提供を継続していく。
7	生涯学習課	社会教育主事講習参加事業	社会教育主事の資格取得のための講習に参加する。毎年開催地が異なる。	専門性の高い主事資格取得者は一定数必要であるが、人事異動等で在課人数が減少することがある。	Ⅳ－④	今後も、社会教育推進のために、研修者の派遣（年間1人以上）を継続していく。
8	生涯学習課	障害者学習支援事業	平成29年4月の文部科学省からの通知、「障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実について」に基づき、障害者の生涯学習を支援する。文部科学省では、重点的に推進すべき6つの政策プランを打ち立てており、これらに沿った施策を行っていく。	障害者の学習支援としては、読書やスポーツ関連で実施しているものもあるが、プランに基づいた施策展開は今後の課題である。	Ⅰ－① Ⅴ－③	どのように支援していくのか、国の動向を見ながら、調査・研究し、関連部署の協力を得て、事業の実施を検討する。
9	生涯学習課	公民館・青少年会館貸館事業	公民館及び青少年会館（以下、公民館等）は、多様な主催講座、活動団体の育成・支援、ロビー及び図書コーナーの開放、貸館事業などを行い、年間利用者は延べ約47万人である。貸館利用者は活動団体（クラブ、自主学習グループ）や地域コミュニティ（町会、市民協議会等）が中心であり、その他公民館活動に資する事業を行う団体も利用され、市民の身近な生涯学習の場として定着している。 令和元年度に受益者負担の見直しにより原則無料施設から有料施設となった。制度改正に合わせて、今まで公民館等を利用することができなかった、営利・政治・宗教においても一定の条件のもとで貸館を可能とした。	貸室の制限を緩和したため、新規の団体利用が増えしており、公民館等を身近に感じてもらえている。 軽運動が行える多目的室等の利用は増えているが、学習目的の講座室利用は低調である。また、実習室・和室・創作室など利用目的が限定されている貸室は著しく稼働率が低い。	Ⅰ－①	公民館等利用者に対し、アンケート調査を実施し、利用ニーズや講座受講希望内容等現状把握を行う。 利用目的が限定されている貸室の多用途での貸し出しについて検討していく。 また、現在は5人以上の団体での利用としているが、部屋を限定し、少人数でも利用可能な貸室条件を検討していく。 年間で延べ利用者数400,000人程度、利用団体数1,200団体、平均稼働率30%を目指す。
10	生涯学習課	学級講座等運営事業（定期講座）	公民館等を生涯学習の中心的な活動の場として提供するとともに、生涯学習に係る多種多様な需要に応える講座を開催することにより、地域における生涯学習活動の担い手の養成並びに市民が持つ学習への自発性及び創造性の育成を図り、もって市民の豊かで生きがいのある人生に寄与することを目的としている。 定期講座は講師及び受講生を固定し、年間10～20回程度連続した講座である。趣味・教養などの一般的に取り組みやすい内容となっており、公民館の利用に対する動機付けの機会として開設している。また、その中から自主的な活動団体の育成を図ることを目的としている。	各公民館等により、実施状況が異なるため、全体的なバランスを取る必要がある。 定期講座開設要綱を策定したところであり、令和3年度から適用する。	Ⅰ－① Ⅱ－②	定期講座開設要綱に沿って開設していく。複数回を同じメンバーで受講するため、講座終了後に活動団体への移行や、新たなコミュニティを結成するきっかけとなるよう、講座内容を検討していく。 年間で講座開催数100講座、延べ参加者数2,000人程度、活動団体への移行3団体を目指す。

番号	担当課	事業名	事業概要	現在の状況（課題）	目標番号	今後の方向性（前期の目標）
11	生涯学習課	学級講座等運営事業 （短期講座）	公民館等を生涯学習の中心的な活動の場として提供するとともに、生涯学習に係る多種多様な需要に応える講座を開催することにより、地域における生涯学習活動の担い手の養成並びに市民が持つ学習への自発性及び創造性の育成を図り、もって市民の豊かで生きがいのある人生に寄与することを目的としている。 短期講座は1回～数回で完結する単発型の講座であり、自主的なグループ活動の育成や学習課題の啓発・学習機会の提供を目的として開設している。その時々々の社会問題から趣味・教養まで幅広い内容の講座が求められている。	現在は、開設基準等が無いため、各公民館等で実施状況に差が生じている。また、現代的課題に即した事業実施が全ての公民館等でできているとは言い難い状況である。	I－① II－②	生涯学習課で、短期講座開設に関する大枠（開設要綱・公民館振興計画や年間事業計画など）を策定する。そのうえで、各公民館等で実施する回数やテーマ（内容）に偏りを減らし、地域性のある内容など必要な講座を実施していく。拠点館は、現代的課題をテーマにした講座も実施していくよう努める。実施した講座の振り返りを拠点館担当者で行い、次年度に繋げていく。 年間で講座開催数130講座、延べ参加者数4,500人程度を目指す。
12	生涯学習課	公民館活動団体支援事業	「公民館活動団体登録制度」を設けて、公民館事業の柱の一つとして位置付け、活動団体（クラブ・自主学習グループ）を育成・支援している。令和元年度621団体、9,098人、令和2年度603団体、8,265人の登録があり、公民館等利用者の高齢化もともなっており、団体数及び活動人数が減少してきている。 公民館等での学びは、単に「知識・技術の習得」を目的としたものではなく、公民館等利用者同士の出会いや交流を通して、「地域の輪」を広げていくことを目指している。この考え方の実践が活動団体である。	若い世代の団体が少なく、高齢化している。登録団体は年々減少しており、令和元年度から登録人数を10人⇒5人以上とし、団体要件を緩和させたところである。 また、各活動団体同士の交流の機会が公民館まつりの実施に留まっており、出会い・交流を通して「地域の輪」を広げることにつながっていない状況である。	I－① I－④ II－②	今後も活動団体体験期間の実施を通して市民へ公民館活動の情報発信を続ける。出前公演事業を積極的に活用してもらい、地域との交流が促進されるよう出前公演登録団体の増加を図る。 また、定期講座受講生が活動団体へ移行を促進できるよう、行政主導で活動団体結成への仕掛け（短期講座の開催）なども検討していく。 年間で600団体の登録、出前公演登録100団体を目指す。
13	生涯学習課	公民館文庫事業 （親子文庫事業）	昭和52年、当時の文部省の補助金制度を活用し、「親と子の公民館活動」という事業名ではじまった。公民館等に図書を備え文庫を開設し、地域の人材の協力を得て、図書の貸し出し、読書指導、お話し会などを実施している。気軽に集える公民館等という場で、親と子、子ども同士がふれあいを深めながら、読書に親しむきっかけづくりを行っている。 現在では、城北、光陽、光明、新条の4館で文庫活動事業を委託している。	現在、実施している4館でも活動内容は異なる。本の読み聞かせなど、公民館等で子どもたちが本に親しむ場としては一定の役割を果たしている。	I－① II－①	親子文庫事業は継続して実施する。今後は実施館を広げるために、運営ボランティアの育成などを検討していく。 親子文庫以外の公民館等の図書については、現状把握を行い、公民館の図書について図書館との連携をはかる。 年間事業実施回数160回を目指す。
14	生涯学習課	公民館文庫事業 （旅する本事業）	市民と公民館等の接点、市民にとっての出会い・交流の場となるように事業を実施している。また、本に対する想いを発信し共有することを目的としている。 施設利用者に、捨てきれない本や誰かに薦めたい本などを持ってきてもらい、旅する本棚に配架している。誰でも借りて読むことができ、貸出期限は設けず、人と本、人と人を繋げる事業である。 現在では、市立（中央）、城北、新条、市立図書館の4館で実施している。	公民館等に気軽に足を運び、新たな本に出会うきっかけとなっている。元所有者の想いに触れて興味を持つことで、新たな繋がりがとなっている。	I－① II－①	自由に持ち帰りができる気軽さは残しつつ、事業を継続する。現在の実施館以外に、拠点館にも設置を検討していく。事業の認知度を上げるため、積極的に広報活動を行っていく。
15	生涯学習課	学び舎プログラム 学び舎ネットワーク事業	市内5カ所の市民センターと市立・中央地区公民館を拠点とし、全世代を対象とした講座及び地域の人材育成に関する講座・イベントを実施している。公民館等を知ってもらい、足を運んでもらうきっかけの事業である。	気軽に公民館等を知ってもらうための全世代対象の事業であるため、人が集いやすいテーマを選択していることから、ジャンルは偏る傾向がある。	I－① II－②	公民館等に来ることがない、利用したことがない人を対象にしているため、今後も気軽に足を運びやすいテーマを検討していく。 当該事業をきっかけとして、その他の公民館事業へ参加する市民を増やす。 年間に2事業を実施し、延べ参加者数200人程度を目指す。
16	生涯学習課	学び舎プログラムまちづくり 実践プロジェクト事業	平成27年度から市立・中央地区公民館が実施している「まちづくり実践プロジェクト」は、“市民が抱える生活課題や地域課題を市民が自ら掘り下げて、その解決に向けた生涯学習を生かした取組み”を事業委託している。学習活動をしている市民の中には、日頃の学習を地域に役立てたい、または機会の提供をしてもらいたいと考える団体がある。市民自身が提案した事業が、よりよい地域づくりに繋がることを期待している。 事業は公募し、公開プレゼンテーションによる選考を行う。今までの提案事業は、環境、障害者、子育て、高齢男性の活動に関連するものなどがある。	予算配分の課題や、テーマを含めて委託していたため、応募団体が少ない。過去には団体育成の意味合いも強く、同一団体に対する委託は3年を期限としていた。	I－① I－③	事業全体の再構築を行い、今後は市側がテーマ（課題）を決定し、実施していく。 事業者が提案をしやすいよう、事業者目線の応募仕様を検討する。
17	生涯学習課	学び舎プログラム 学び舎ゼミ事業	平成26年度から市立・中央地区公民館が実施している「学び舎ゼミ」は、社会問題や地域課題に取り組む連続講座である。大学、産業、民間で活躍している人を講師に招き、参加者が意見を出し合い、相互の関係を学習により深めていくものとしている。	一つのテーマを様々な視点から掘り下げることによって、問題意識や学習意欲がある人に応えるための講座である。趣味・教養の講座でないため受講のハードルが高いが、この視点での複数回講座は公民館等の講座として必要である。	I－① I－③	引き続き、現代的課題をテーマに継続していく。当該事業の趣旨は公民館事業の本質であり、拠点館で実施できる体制を構築していく。 年間で延べ参加者数160人程度を目指す。

番号	担当課	事業名	事業概要	現在の状況（課題）	目標番号	今後の方向性（前期の目標）
18	生涯学習課	公民館まつり事業	公民館まつりは、公民館等を利用するクラブ生や定期講座生、家庭教育学級生などが普段の練習や学習の成果の発表、参加者同士の交流・連携、公民館を広く市民に理解してもらう目的で、地域のイベントを開催している。 特徴は、公民館等利用者が実行委員会を組織し自主的に企画・運営していることである。また、地域性を生かし、町会連合会、地区市民協議会など各種地縁団体や保育所、幼稚園などの近隣施設などとの連携によって、幅広い活動となっている。	活動団体の減少と共に、規模が縮小、活気の減少が見られる。本来の公民館活動である学びの地域還元のためには必須の事業である。旭地区公民館は未実施となっている。	I－②	公民館等に気軽に足を運び、活動団体の成果を知る機会であるため、全館での開催を進める。また、活動団体だけでなく、社会教育関係団体や一般有料団体へも参加を促していく。 延べ参加者数20,000人程度を目指す。
19	生涯学習課	高齢者大学運営事業	昭和48年、当時の文部省の高齢者教室の開設を推奨する補助金制度を活用し、春木、光陽、城北、葛城、山滝の各地区公民館において開設された。 地域において公民館等が配置されてきたのと同じく、開設されてきた。平成13年に高齢者のさらなる学習意欲を高めるため、「高齢者教室」から名称変更した。現在、19大学が各地区館長及び拠点館職員の指導の下開設している。	運営は、老人会中心、運営委員選出によるもの、館長中心と様々である。学習内容はマンネリ化の傾向もある。高齢者の居場所や安否確認の場となっており、福祉的な面からも重要な事業である。	I－① II－②	浜・中央校区には設置していないので、今後、設置を検討する。 また、高齢者大学開設要綱を見直し、募集方法を工夫し、広く受講生を募集をしていく。 年間で在籍者数2,500人程度、延べ参加者数15,000人程度を目指す。
20	生涯学習課	女性学級運営事業	昭和31年、当時の文部省の補助金制度を活用し、岸和田市婦人学級として開設された。当初は地域の婦人会のリーダー養成が目的で婦人会との共催で行われていたが昭和50年に婦人会活動と分離し、学級生を一般公募し、参加者による自主的な運営委員会を組織し、公民館事業として再編成された。 女性の自立と社会参加を促し、女性問題を女性自らが考え主体的に学習していく力を養うために開設している。平成13年に、ジェンダーの観点から「婦人学級」を「女性学級」へと名称を変更した。	現在11学級が学習活動をしているが、新規受講生が少なく、高齢化が顕著となっている。参加者の学習意欲は高い。家庭教育学級生が子育てを終えたのちに学習する機会としての受け皿になることが望まれる。	I－① II－② II－③	女性学級開設要綱の見直しを行い、定期講座のように学習意欲のある人が気軽に参加できる環境整備を図っていく。 また、新規学級を開設するための短期講座の開催を検討する。 現在ある11学級を維持し、年間で在籍者数350人、延べ参加者数2,450人程度を目指す。
21	生涯学習課	家庭教育学級運営事業	昭和39年、当時の文部省の家庭教育学級補助金制度を活用し、7学級の家庭教育学級が開設された。 当時の開設目的には、家庭教育を「人権の自覚をはぐむ基礎教育の場、人間としての自立をうながす場」と規定し、それをより「機能的に実現するため」、また家庭の構造的・機能的変化を受けての子育て世代の「生涯学習機会の保障のため」と規定されていたが、平成8年以降国の答申や学習指導要領の変遷などを受け、本市においても平成13年に家庭教育を「基本的な生活習慣や生活能力、豊かな心、他人に対する思いやりを養う場」と規定し、「家庭・子育てに関する課題を共に学び、考えるために」と開設目的を改正した。 学習活動の主体は学級生であるという考えに基づき、日程・学習内容・講師選定・学習方法・役割分担など学習プログラム立案から学習会運営、振り返り、文集づくりなどを運営委員会を軸に決定する主体的・民主的な学習手法が定着している。そこで家庭教育力の向上や充実を図るだけでなく、市民主体の学習支援システムを通して自治的な人づくりを目指している。	共働き世帯の増加で、学級生は減少している。また、民間でも子育て中の保護者を対象にしている事業等が増加したなか、公民館で継続して参加し、かつ自ら学習するという風潮が弱まっている。	I－① II－② II－③	就学前の子ども対象の学級が4ヶ所であり、拠点館全館で開設できるよう目指す。 また、小学生向け学級も2学級からの増加を目指していく。これにより学級生の学習に切れ目がなく継続できる環境の整備を図る。 年間で在籍者数100人程度、延べ参加者数700人程度を目指す。
22	生涯学習課	子育て支援事業（キッズルーム）	親の育児ストレスや育児不安を緩和するために保育室を開放し、交流の場として提供している。保護者同士の情報交換や育児についての助言をするために、公民館登録保育者をキッズルームアドバイザーとして配置している。	年度・時期により参加者数にばらつきがある。キッズルームアドバイザーが来てくれる時間帯もあり、育児相談等に応じてくれるため、その時間に来館する保護者も多い。 現在は、拠点館でのみ実施している事業であり、今後の展開を検討していかなければならない。	I－②	安全な遊び場としてのフリースペースの提供は継続していく。地区館でも実施を拡大していくか検討を行う。参加者が家庭教育学級等、公民館講座にも関心を持つよう情報提供を行う。 年間で延べ参加者数4,000人程度を目指す。
23	生涯学習課	子育て支援事業（赤ちゃんサロン）	近年、核家族化が進み、地域の人々との関わりが希薄になることで、親が孤立し、子育てに支障をきたすようになっている。育児ストレスや育児不安の大きい未歩行児の親を対象にその緩和のために「あかちゃんサロン」を開催している。 市立（中央）と光明のみ開設している。	育児の孤立化を防ぎ、同じ年齢の子どもを持つ保護者の交流の場として、重要な役割を果たしている。	I－②	現在、2館のみで実施しているが、他館でも実施を拡大していくか検討する。未歩行の赤ちゃん限定の安全な遊び場として提供は継続していく。参加者が家庭教育学級や公民館講座に関心を持つよう情報提供を行う。年間で延べ参加者数300人程度を目指す。
24	生涯学習課	保育者登録事業	近年、核家族化が進み、地域の人々との関わりが希薄になることで、家庭や家庭を取り巻く社会の変化の中で、家庭教育の重要性が年々高まっている。公民館においても子育て世代が多い学級グループ連絡会との懇談などで保育の必要性など子育て支援施策の要望があり、平成9年から公民館保育者の研修会を行い、ボランティア保育者の養成を行ってきている。	登録者数は減少傾向で、高齢化している。保育者の引き受けられる時間が重なり、夜間は少ない。依頼しても講座開催の直前で保育が不要となり、断ることもあるため、運用自体難しいことがある。	I－①	保育者を依頼する際の一定のルール作りが必要。もしくは、他施策（ファミリーサポートセンター等）の活用ができないかの検討を行う。また、保護者が安心して子どもを預けられるよう、保育者研修を充実していく必要がある。 年間で保育者派遣30回、登録者50人程度を目指す。

番号	担当課	事業名	事業概要	現在の状況（課題）	目標番号	今後の方向性（前期の目標）
25	生涯学習課	道しるべ発行事業	公民館活動の記録として毎年刊行している。令和元年度で43集となる。自ら進んで学習する家庭教育学級や女性学級、高齢者大学それぞれの学習プログラムを取りまとめ、公民館等での取り組みや実施した講座の概要、参加人数等を集計した資料である。	年間の開催状況を記録し、未来のために残すことは必要である。公民館活動の記録として学級大学や講座情報を掲載しているが、施設全体の稼働率・延べ利用者等の情報や、各講座の実施状況を分析できるツールとはなっていない。	Ⅳ－②	冊子の発行及びホームページ掲載は継続して行う。今後は、各講座情報の充実を図るとともに、分野別・事業別で取り組み状況を分析できる内容へと見直しを図っていく。
26	生涯学習課	子どもの安全見まもり隊事業	子どもの登下校時の安全確保のため、老人会やPTA等地域のボランティアの方が見まもり活動を実施している。旗やベストなど活動備品の貸与、保険の加入を行っている。	地域の各種団体へボランティア協力の依頼を行っているが、年々、協力者数が減少している。	Ⅱ－①	ボランティア数の維持については、町会等にも協力要請を行う。令和3年度以降、事故等の調査を開始し、事故等が無くなるよう、対策を検討していく。
27	生涯学習課	子ども110番事業	子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになった時に、助けを求めてかけ込むことができるように、地域の協力家庭に旗やタペストリーを掲げていただいている。また、公用車等に「子ども110番」のステッカーを貼っている。	協力家庭に旗等を配付している。各種団体にボランティア協力の依頼を行っている。数年来子どもが駆け込んだとの報告はない。	Ⅱ－①	今後も継続して事業を実施していく。
28	生涯学習課	スクールガードリーダー配置事業	府の補助金を活用した子どもの安全に関する事業で、以前は、元警察官を委嘱し、自転車等で地域の巡回見守り活動を行っているが、現在は、1中学校区を巡回している。	協力者が減少しており、現在は1名の体制となっている。	Ⅱ－①	今後は、元警察官や青少年指導員協議会等にも人材発掘を依頼したうえで6名程度まで増やし、巡回範囲の拡大を目指す。
29	生涯学習課	リーダー養成事業	子どもたちへの指導について、あまり年の差のない「お兄さん」や「お姉さん」がリーダーとして子どもたちの指導にあたるような環境づくりが必要と考える。このような青少年リーダーを養成していくため、青少年リーダーとしての必要な知識や技術の習得を図ることを目的としている事業である。ジュニア・リーダー研修会として前期、中期、後期と1年通して養成し、研修会の後、リーダー組織「新緑会」の加入に繋げる。	小学6年生を対象に募集しているが、初回に申し込まないと、全回参加できないことになっている。	Ⅱ－③	両事業の長所を統合した新事業を検討する。事業に関わる新緑会等とも協議し、令和3年度中に一定の方向性を確立していく。
30	生涯学習課	野外活動事業	小学生を対象に、野外活動を通じて自然との関わりを深め、共同生活や仲間づくりの大切さを学ぶことを目的とし、デイキャンプ、日帰り講座などを実施している。	過去は春・夏・秋に3回実施していたが、令和元年度からは春・夏のキャンプをやめ、代わりに青少年育成事業としてプログラミング講座と異文化理解講座を実施した。令和2年度は秋のキャンプのみ実施している。	Ⅱ－③	
31	生涯学習課	教育キャンプ事業	子どもたちの野外活動・自然体験活動を推進するため、正しい野外活動と集団生活を学ぼうとする市内のこども会及び市内の子どもが所属する青少年育成団体の活動を支援している。 具体的には、四季まつりキャンプ場の優先利用や、キャンプリーダーの派遣、テントや調理器具等の物品貸し出しを行っている。	特に問題なく、実施している。	Ⅱ－③	町会こども会の野外活動を引き続き支援していく。カウンセラーを派遣し、キャンプ運営の補助も行う。
32	生涯学習課	新緑会事業	岸和田市内の中学1年生から高校3年生までで構成されているボランティア団体で、地域のこども会が実施するレクリエーション等に、年少リーダーとして参加し育成者と子どもの橋渡し役として活躍するほか、教育委員会主催の野外活動や教育キャンプ、リーダー養成研修などに、リーダーとして参加している。 また、知識・技術の向上を図ると共に、会員相互の親睦を深めるため、様々なレクリエーションやキャンプの企画・運営する自主活動を支援している。	リーダー養成講座を修了した小学6年生が任意加入しているが、年々、会員数が減少している。	Ⅱ－② Ⅱ－③	将来の地域のリーダーを育成するために、新緑会活動に賛同し参加してくれる者に絞って継続を図る。入会していても活動していない者もいるため、実際の活動者を把握し、会員数を増加させる内容を検討していく。リーダーとしての資質向上を図る。
33	生涯学習課	カウンセラー協議会事業	市内の青少年を対象に、あらゆる問題について調査研究し、関係団体と連絡協議して、自主的なボランティア活動を実践するとともに会員相互の研修を行い、教養並びにカウンセラー技術の向上を図る活動を支援している。	特に問題なく、実施している。	Ⅱ－③	今後も自主的な活動を支援し、事業を継続していく。
34	生涯学習課	子どもの居場所教室事業	陶芸、ジュニアオーケストラ、剣道の3つの教室を開講している。剣道は府の補助金を活用した事業で、陶芸、ジュニアオーケストラは生涯学習課で実施、剣道教室は市民道場心技会へ事業を委託している。 事業の成り立ちとして、平成26年の外部評価委員会によって少年教室事業の見直しをした結果、剣道教室が同事業へ移行し、また、令和3年度からは陶芸、ジュニアオーケストラについても子どもの居場所教室へ移行し、1本化する。	受講申込みが、年度により大きく定員を下回る場合がある。	Ⅰ－① Ⅱ－②	ジュニアオーケストラは、習熟度合で教室を分けるか検討する。剣道教室は実施教室が他にもあり、今後の実施を検討していく。広報等でも周知しているが、申込者が少ない場合は、学校等への案内を強化するなど、募集方法を検討する。

番号	担当課	事業名	事業概要	現在の状況（課題）	目標番号	今後の方向性（前期の目標）
35	生涯学習課	成人式開催事業	「成人の日」を迎えるにあたり、本市在住の新成人を招待し、成人としての認識を深めることを促し、前途を祝福激励する場とすることを目的に成人式を開催する。	令和4年度に法律改正による成人年齢の引き下げが決定している。 一部の新成人のマナーの悪さへの対応が課題となっている。	I－②	法律改正で、今後の開催方法等を検討し、速やかに周知を行う。 新成人のマナーについて、有効な呼びかけ方法を検討していく。
36	生涯学習課	フレンドシップコンサート事業	市内の中学校や高校、青少年による吹奏楽・合唱グループの参加者及び指導者が、実行委員会を組織しコンサートの企画・運営を行っている。コンサートは南海浪切ホールにて開催し、令和元年度は合奏8団体、合唱8団体が参加した。	参加団体が固定化している（新規団体が少ない）。また、来場者が少なく、その大半が参加者の保護者や関係者である。	I－① I－②	日頃の練習成果を披露する貴重な発表の場として、今後も継続して実施していく。気軽に鑑賞できることを周知し、より多くの市民に来場してもらうようPRしていく。16団体以上の参加団体を維持できるよう努める。
37	生涯学習課	非行防止啓発市民集会事業	社会を明るくする運動岸和田地区推進委員会及び岸和田市青少年問題協議会の共催で行っている「社会を明るくする運動」は、青少年の非行を無くし、罪を犯した青少年の更生を目的としている。また、内閣府、大阪府が7月を「少年非行・被害防止強調月間」とし、岸和田市においても7月に「社会を明るくする運動市民集会」を開催し、非行防止啓発を行っている。	特に問題なく実施している。	I－②	今後も更生保護も含めた少年非行防止集会を継続して実施し、各関係団体へ非行防止の啓発を行う。
38	生涯学習課	青少年育成連絡会事業	市PTA協議会、青少年指導員協議会、こども会育成連絡協議会、青年団協議会、生涯学習課による連絡調整をする会であり、団体との連携を図るうえで4団体の活動状況を確認する場及び、青少年の健全育成を同視線で考える場としている。	時勢に合った問題を焦点に各団体共通認識をもつよう会議や研修会を行っている。	I－④	今後も、社会がより多様化・変化していく中で、青少年育成の立場から、時勢に合った問題を共通認識する場として研修等を行っていく。
39	生涯学習課	PTA協議会支援事業	市立各学校園PTAが相互に連携し、協力しあい、PTAの健全な発展を図るとともに、教育の振興と園児・児童・生徒の健全育成に努めることを目的とし、補助金を交付し活動を支援している。	社会教育関係団体として、各団体が自主的な活動を行っている。	I－④	今後も継続して自主的な活動を支援していく。
40	生涯学習課	青少年指導員協議会支援事業	指導員相互の連絡協調を図り、青少年指導に関する諸問題の研究協議を行い、もって地域における青少年健全育成活動を円滑に、かつ、効果的に推進することを目的とし、補助金を交付し活動を支援している。			
41	生涯学習課	こども会育成連絡協議会支援事業	こども会育成に関する諸問題について研究し、育成者及び指導者相互の連絡、協調を密にするとともに、自主的な活動、実践を通してこども会の発展を図ることを目的とし、補助金を交付し活動を支援している。			
42	生涯学習課	青年団協議会支援事業	岸和田市内の各連合青年団の連絡協調を図り、自主的な青年団活動の育成に努めることを目的とし、補助金を交付し活動を支援している。			
43	生涯学習課	ボーイスカウト支援事業	青少年を育成するための事業を実施することを目的に、補助金を交付し活動を支援している。			
44	生涯学習課	ガールスカウト支援事業	青少年を育成するための事業を実施することを目的に、補助金を交付し活動を支援している。			
45	生涯学習課	障害者学級支援事業	昭和56年9月「ひとりぼっちの障害者をなくそう」をスローガンにボランティアを募り、その年の12月第1回の学習を開催し、「しゃぼんだま」が発足した。そして、昭和57年4月から、「岸和田市青年学級」としてスタートした。 平成11年7月（平成12年4月1日施行）「青年学級振興法」が廃止され、それに伴い「岸和田市青年学級設置条例」及び「岸和田市青年学級設置及び運営規定」も廃止となった。しかし、その後も活動継続の強い要望を受け、新たに開設要綱を設置し継続してきた。平成17年度からは社会教育関係団体へと移行し、自主的に学習運営する「岸和田市障害者学級しゃぼんだま」に補助金を交付し活動を支援している。			
46	生涯学習課	サマースクール実行委員会支援事業	夏休み中の障害児に学習及び活躍の場を提供する。また、ボランティア活動を通じて、障害児教育について関心を高める地域の社会教育のひとつとして、補助金を交付し活動を支援している。			

番号	担当課	事業名	事業概要	現在の状況（課題）	目標番号	今後の方向性（前期の目標）
1	スポーツ振興課	市民スポーツ大会開催事業	NPO法人岸和田市スポーツ協会に委託し、年に1度、軟式野球やサッカー、陸上など、市民を対象として、全25競技の市民スポーツ大会を開催している。	少子高齢化やスポーツの多様化などにより、参加者数は減少している。競技によっては長期間実施するため、グラウンドや体育館など場所の確保が困難となっている。	I-①	参加者は減少しているが、スポーツ振興のため、岸和田市スポーツ協会と協力しながら、年間延べ参加者数8,000人程度を見込めるよう努める。
2	スポーツ振興課	大阪府総合体育大会参加事業	大阪府総合体育大会（全13種目）に岸和田市の選手を派遣する。市民スポーツ大会の成績優秀者が市の代表として選出されることが多く、市民スポーツ大会出場に対する意欲向上や、スポーツをするモチベーション、レベルアップに貢献している。	B M X 競技やスポーツクライミング、スケートボード、ダンスなど様々なスポーツが増え、スポーツに取り組む選択肢が増えたことや、少子高齢化などにより、参加者数が減少している。	I-①	市のスポーツ振興、及び競技者のレベルアップのため継続して参加する。年間延べ320人程度の選手派遣を目指す。
3	スポーツ振興課	スポーツ少年大会開催事業	スポーツ少年団はスポーツを通して青少年の健全育成を図ることを目的とする社会教育関係団体で、スポーツや地域活動（清掃など）を行っている。一般にスポーツ少年団とよばれる「単位団」と、その上位に位置する市町村スポーツ少年団、地区スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団、及び全国組織の日本スポーツ少年団からなる。本市で活動している岸和田市スポーツ少年団にスポーツ少年大会の開催を委託し、8競技のスポーツ少年大会（軟式野球、空手、スポーツチャンバラ、少林寺拳法、実践空手、武道空手、アジャタ、空道）を実施している。	8 競技のスポーツ少年大会を実施しているが、B M X 競技など様々なスポーツが増え、スポーツに取り組む選択肢が増えたことや、少子高齢化などにより、参加者数が減少している。	1-① 1-②	参加者は減少しているが、スポーツ振興のため、登録団体数は維持し、各団体と協力しながら継続していく。
4	スポーツ振興課	スポーツカーニバル開催事業	年1回（11月）校区別の対抗運動会である市民スポーツカーニバルをスポーツ推進委員と共同で開催している。	子どもから大人まで多世代で楽しめるイベントだが、地域によっては参加者の確保が課題になっている。	I-① I-②	少子高齢化が進んでいるが、校区のコミュニティの交流やスポーツ振興のため、全小学校区参加で継続していく。
5	スポーツ振興課	ファミリースポーツ開催事業	グラウンド・ゴルフ、スリータッチ、ウォークラリー、ファミリー登山など家族で楽しめるイベントをスポーツ推進委員と共同で開催している。	誰もが気軽に参加できるイベントとして開催している。	I-① I-②	多世代や家族などで参加できるファミリースポーツとして継続していく。年間延べ参加者数230人程度を目指す。
6	スポーツ振興課	レクリエーションスポーツ大会開催事業	誰でも参加できるレクリエーションスポーツとして、簡単なルールで誰もが楽しめるファミリーベタンク大会を開催している。	誰もが気軽に参加できるイベントとして開催している。	I-① I-②	誰でも参加できる気軽なスポーツとして、継続していく。参加者数90人程度を目指す。
7	スポーツ振興課	市民ゲートボール大会開催事業	毎年5月に、岸和田市ゲートボール連盟に委託し、市民を対象としたゲートボール大会を開催している。	特に中高年層にとって、気軽に参加できるスポーツとして開催している。	I-① I-②	ゲートボール連盟と協力し、特に中高年層の健康維持や楽しみづくりとして継続していく。参加者数120人程度を目指す。
8	スポーツ振興課	K I X 泉州国際マラソン事業	泉州9市4町で泉州地域の活性化や国際交流、スポーツ振興を目的に、毎年2月にフルマラソン・ハーフマラソン大会を実施している。全国、海外から多くのランナーが参加。岸和田市民は500人以上が参加し、スポーツ振興や市民ランニングクラブなどのコミュニティの場に寄与している。	大会が安全に実施されるよう、各スポーツ団体等と連携しながら、道道整備などの支援を行っている。	I-① I-② II-①	健康維持や気軽にできるスポーツとして、ジョギングをする人が増えている。各スポーツ団体のボランティアと連携し、継続していく。
9	スポーツ振興課	水泳教室開催事業	25m泳げることを目標に、小学1年～4年生を対象とした初心者水泳教室を6プール（浜、朝陽、八木北、太田、山直北、桜台）でそれぞれ1クール8日間実施している。	屋外の市民プールで実施するため環境上の課題や、少子化や民間プールの充実などにより受講者数の減少、また短期間だけの講師の確保も課題となっている。	I-① V-②	参加者は減少しているが、身近な場所、短期間で気軽に参加できる初心者教室といったメリットがあり、ポスターやチラシ作成などPRに努めながら、継続していく。
10	スポーツ振興課	ワールドマスタースゲームズ2021関西大会開催事業	概ね30歳以上の誰もが参加できる国際スポーツ大会で4年ごとに開催される。日本では初めての開催で、全31競技が関西一円で実施される。大阪府では東大阪市のラグビー、堺市のサッカー・フットサル、泉南市のオープンウォーター、岸和田市のB M X 競技を実施する。競技レベルに関わらず参加でき、国際交流や観光を目的に参加する人も多い。	新型コロナウイルスの影響により、2022年5月に延期となったが、海外からのエントリー数が特に少ないため、よりPRに力を入れていく必要がある。	I-① I-②	今大会を機に関係機関と連携し、岸和田市のP R やB M X 競技者の増加など、スポーツ振興を図る。国内外のP R に努め、参加定員である100名の参加者を目指す。
11	スポーツ振興課	スポーツ推進計画推進事業	スポーツ振興を図るため、スポーツ推進審議会を開催し、2018年3月に策定した「岸和田市スポーツ推進計画」の進捗状況などを検証し、進行管理を行う。	学識経験者や市民委員などで構成するスポーツ推進審議会を開催し、検証を行っている。	IV-③	本市のスポーツ振興を目的に、スポーツ推進審議会を開催し、各委員から意見や、検証をして計画の進行管理を行う。
12	スポーツ振興課	スポーツ推進委員事業	スポーツ推進委員はスポーツ基本法に規定され、スポーツ推進に係る体制整備を図るため、教育委員会より委嘱している。各小学校区ごとに2名推薦で全60名となっている。スポーツカーニバル、ファミリー登山、ウォークラリー、その他スポーツ大会や研修などを実施しており、その活動を支援するため、補助金を交付している。	定期的な会議や研修会を開催し、スポーツやイベントをきっかけとした地域づくり、スポーツ振興を行っている。若い世代の人材確保が今後の課題である。	I-①	スポーツ推進委員と協力しながら、スポーツイベントの開催など、本市のスポーツ振興を継続して行う。

番号	担当課	事業名	事業概要	現在の状況（課題）	目標番号	今後の方向性（前期の目標）
13	スポーツ振興課	学校体育施設開放事業	地域のスポーツ振興のため、各小中学校体育施設開放運営協議会に委託し、学校教育に支障のない範囲（主に夜間、土日）で学校体育施設（運動場・体育館等）を開放し、ソフトボールやバレーボール、サッカーなどの各団体が利用している。	身近な小中学校を活用し、様々なスポーツが実施されている。	I－① V－②	市のスポーツ振興を目的に、小中学校体育施設開放運営協議会と連携しながら継続して行う。年間延べ利用者数250,000人程度を維持していく。
14	スポーツ振興課	スポーツリーダークラブ支援事業	スポーツリーダー養成講座を受講した20名程のクラブであり、ファミリーベタンクや障害者スポーツ大会の手伝いなどの活動の支援（定例会議、研修等）をしている。	長年に渡って活動しており、特に障害者スポーツの手伝いは毎月実施している。	I－① II－① II－③	スポーツリーダークラブの活動支援のため、定例の会議や研修などを行う。
15	スポーツ振興課	地域スポーツクラブ支援事業	地域密着型のスポーツクラブである総合型地域スポーツクラブは、幅広い世代の人々が、各自の興味関心・競技レベルに合わせて、さまざまなスポーツ（柔道、サッカー、バスケットなど）を行っており、その活動を支援している。	市内に2ヶ所の総合型地域スポーツクラブがあり活動している。市は研修会や助成金の活用などの情報提供等の支援を行っている。	I－① II－①	総合型地域スポーツクラブが継続して活動できるよう、情報提供など継続して支援を行う。
16	スポーツ振興課	スポーツ協会支援事業	スポーツ協会には、陸上、サッカー等計25競技団体が加盟しており、市民スポーツ大会の実施、大阪府総合体育大会への選手派遣等を実施しており、補助金を交付し、活動を支援している。	多くのスポーツ団体が加盟し、スポーツ大会などを実施しているが、各団体役員の若い世代の人材確保が課題となっている。	I－④	スポーツ振興のため、大会場所の確保など、各スポーツ団体の活動支援を行う。
17	スポーツ振興課	スポーツ少年団支援事業	スポーツ少年団（少林寺拳法、空手、野球、スポーツチャンバラなど8競技19団体）に補助金を交付し、活動を支援している。	加盟団体及び団員が減少している。	I－④	スポーツ振興のため、大会場所の確保など、各スポーツ少年団体の活動支援を行う。
18	スポーツ振興課	総合体育館指定管理事業	市のスポーツの拠点である総合体育館の管理運営を指定管理者に委託し、スポーツの振興を図っている（全国規模の大会やプロリーグ、団体利用、自主事業として様々なスポーツ教室の実施、トレーニング室の運営等）。	館の運営は指定管理者に委託し、プロリーグの開催や全国規模のスポーツ大会、また様々なスポーツ教室、イベントを実施し、スポーツ振興に大きく貢献している。トレーニングルームは高齢者も多く利用し、介護予防、健康増進にも大きく貢献している。	I－① I－②	指定管理者制度を活用し、施設の適切な管理運営や、施設を活用した様々なスポーツ教室、スポーツイベント、大会の開催など、継続して行う。年間延べ利用者数270,000人程度を目指す。
19	スポーツ振興課	市民道場心技館指定管理事業	市民道場心技館の管理運営及び武道教室事業（剣道、柔道、空手、居合）を指定管理者に委託し、スポーツの振興を図っている。	武道教室等を実施し、本市の歴史ある武道発展に貢献してきた。貸館の有効活用などの課題がある。	I－① I－②	指定管理者制度を活用し、施設の適切な管理運営や、施設を活用した武道教室の開催などを行っていく。
20	スポーツ振興課	市民体育館指定管理事業	市民体育館である中央体育館の管理運営を指定管理者に委託し、スポーツの振興を図っている（団体利用、各スポーツ教室の実施）。	各スポーツ団体やグループが卓球やバレーボールなどを実施している。身近なところでスポーツができ、コミュニティの場、健康維持、増進に役立っている。	I－① I－②	指定管理者制度を活用し、施設の適切な管理運営や、施設を活用した様々なスポーツ教室の開催など継続して行う。年間延べ利用者数70,000人程度を目指す。
21	スポーツ振興課	運動広場等指定管理事業	野球やサッカー、テニスなど様々なスポーツや運動ができる運動広場（5ヶ所）、テニスコート（4ヶ所）の管理運営を指定管理者に委託し、スポーツの振興を図っている。	多くの市民が野球やサッカー、グラウンドゴルフ、テニスなどスポーツを楽しんでいる。コミュニティの場、健康増進、楽しみ、生きがいづくりの場として貢献している。	I－① I－②	指定管理者制度を活用し、施設の適切な管理運営や、施設を活用した様々なスポーツ教室など継続して行う。年間延べ利用者数110,000人程度を目指す。

番号	担当課	事業名	事業概要	現在の状況（課題）	目標番号	今後の方向性（前期の目標）
1	郷土文化課	濱田青陵賞事業	岸和田市文化賞条例に基づく、朝日新聞社との共同開催の学術文化賞である。岸和田市出身の日本考古学の父と呼ばれる、濱田耕作元京都大学総長の功績をたたえ、その後進である日本考古学を基本とする関連諸科学の分野の新進気鋭の研究者を表彰している。令和元年度で32回を数え、考古学界の芥川賞とまで例えられ、受賞者のその後の活躍も目覚ましい。	受賞者の研究業績に対して記念講演とシンポジウムを構築するため、受賞者の研究内容により集客数が増減する。 また全国的に学術文化賞の廃止が多いなか、その存続にも努力が必要である。	I－④	現状を維持しながらも新しい要素も取り入れて刷新をはかり、シンポジウム参加者数400人程度を目指す。 賞の存続に関しては、朝日新聞社の意向も確認しながら現状の体制で継続を目指す。
2	郷土文化課	展示普及事業	岸和田城などにおいて、時宜に適応した岸和田ゆかりの企画展を開催している。1階には常設展を置き、2階で企画展を行っている。	岸和田城は博物館法にいう博物館相当施設ではないため、他の博物館からの資料の借用が難しい。そのため自己所有の資料が主な展示となる。また施設の老朽化のため様々な制約を受けた上での展示となっている。	I－④	現状を維持しながらも新しい要素も取り入れていく。
3	郷土文化課	講座開催事業	企画展や時宜の話題などの内容に準じて歴史講座を開催している。	企画展会場近くに講座会場を設けることができないため、展示に即した講座を開催しづらい。	I－④	子ども向け講座などの企画を検討していく。
4	郷土文化課	指定文化財標柱・説明板設置事業	市内に点在する指定文化財に対して、来訪者の便益のために説明板を設置している。	文化財が点在するため周遊性をもたせた説明板設置が困難となっている。	I－④	現状を維持しつつ、劣化した説明板を更新していく。
5	郷土文化課	講師派遣事業（郷土史・文化財）	市民の要望をうけて設定された内容に応じ講師を派遣している。郷土史の内容、文化財の内容で受け付ける。	要望をうけてジャンルに沿った講師を派遣する。どういった講座ができるかということが案内できていない。	I－④	現状を維持していく。内容に関してはホームページなどでの周知も検討する。
6	郷土文化課	発掘調査報告書発行事業（文化財）	遺跡の記録保存のための発掘調査は公開の義務があり、発掘調査の成果を報告書として刊行している。関係機関、大学、図書館などに配布している。	学術報告書であり、図書館以外に市民の目にふれる機会が少ない。また発行部数も300部以下と極端に少ないため、かなりの興味をもって資料を探さないとわからない状況である。	I－④	発行部数が少ないため、今後刊行する報告書に関しては、PDF化してホームページで公開を検討していく。
7	郷土文化課	ブナ林保全事業（文化財）	衰退が危惧される国指定天然記念物、和泉葛城山ブナ林の保護増殖を図る目的で岸和田市、貝塚市、大阪みどりのトラスト協会の3者で、昭和63年より事業を行っている。これまでに行政主導で種子採取を行い、緩衝樹林帯に植樹、またブナの生態の調査研究を行っている。あわせてハイキングやシンポジウムの開催、普及啓発なども行っている。	ブナの保護増殖とあわせて普及啓発なども含まれているが、これまで行政主導の事業展開であったため、各保存団体との連携が薄い。今後は各団体とのネットワーク構築が欠かせない。	I－④ I－④	令和3年度より令和2年度策定の『和泉葛城山ブナ林10ヶ年計画』に基づき、保護事業を展開する。各保存団体をつなぐネットワークを構築していく予定である。
8	郷土文化課	自然資料館貸館事業	市民の自主的な自然学習の場を提供するため、多目的ホールの貸出を行っている。令和元年度の受益者負担の見直しにより、利用料金の改定を行うとともに、自然学習以外の利用や営利目的での利用についても、一定の条件で貸出可能とした。	展示や講座等の自主事業及び団体見学者による利用が主体であり、貸出可能であることが十分周知されていないことから、一般の個人・団体による利用は少ない。	I－④	多目的ホールは自主事業により利用できない期間が多いが、貸出しは可能であることの周知を図る。年間で無料7回、有料3回程度の貸出しを目指す。
9	郷土文化課	企画展開催事業（自然史）	特別展より小規模な企画展等を多彩なテーマで年に3回程度開催し、市民の自然への学びを促しつつ、知的好奇心を深められるような場を提供している。	特別展より小規模ではあるが、設営には一定の時間と労力が必要となる。一方、会場である多目的ホールは他の事業でも頻繁に使用しており、設営にかけられる時間が短くなりがちであるため、展示内容と造作のレベルを保ちつつ目標とする年間開催数を確保するのに苦労している。	I－④	他の博物館と共同で実施する巡回展を活用することで、企画内容の多様化と費用・労力の低減を図る。特別展と同様に、2～3年先を見越した展示計画策定も必要である。 企画展開催は年間3回、延べ入場者数5,000人程度を目指す。
10	郷土文化課	講師派遣事業（自然史）	さまざまな事情で自然資料館を訪れにくい学校園等の団体が自然について学ぶ機会を増加させるとともに、他の博物館や公的機関、市民団体との相互連携を図るため、チリモンモニター実習等、特色豊かな内容での出前授業等を継続実施している。	数多く実施してきたが、他の事業とのバランスに課題があり、実施形態の見直しを進める必要がある。講義内容をすべてこちらに任せてしまうなど、派遣先学校教員の主体的関与が不足しがちで、各校の特性を生かした内容ができていない場合が多い。	I－④ IV－④	学校・園の児童・生徒向け出前授業を充実させるのに加え、教員向け研修や教員と共同での学習プログラム開発を行うことで、両者の関係強化につなげていく。 講師派遣数は年間65回程度、延べ参加者数3,000人程度を目指す。

番号	担当課	事業名	事業概要	現在の状況（課題）	目標番号	今後の方向性（前期の目標）
11	郷土文化課	室内講座等実施事業（自然史）	週に1～2回程度の室内講座の開催を通じ、自然環境や自然史科学への関心を持つ機会を未就学児、小・中学生を中心に広く提供し、郷土の自然への理解を深めている。平成23年に行った2階常設展示室の一部リニューアルの際、実習スペースを設け、ほぼ毎日曜日・祝日には小規模な実習を行うようになったことで、それ以前から実施回数、参加者数ともに大幅に増加した。	実施回数が非常に多く、個々の実習内容の事前検討が不十分な場合がある。また、利用が増えている未就学児や障害者の特性に合わせた対応と企画立案が十分できていない。常設展示室内で行っているミニ実習については、開始目的のひとつだった展示物と関連づけた内容とすることに課題がある。	I－①	身近な地域の自然について学ぶ機会を提供するという自然資料館の設置目的を念頭に置いたうえで、講座内容のレベル向上を図りつつ、未就学児や障害者への対応、常設展示との関連性を意識した内容へと発展させる。また、オンラインでの新しい実施形態にも取り組んでいく。 講座開催数は年間80回程度、延べ参加者数2,700人程度を目指す。
12	郷土文化課	野外観察会実施事業	自然観察会を月に1～2回開催し、野外にあるさまざまな自然環境を実際に訪れ体験する機会を提供することで、郷土の自然や自然史科学への理解と関心を高めている。	多くの場合、講師の補助や安全管理を複数のボランティアに頼っているが、その位置づけが不明確である。	I－①	身近な地域の自然について学ぶ機会を提供するという自然資料館の設置目的を念頭に置いたうえで、より魅力ある内容での実施を継続する。ボランティアについては、何らかの補償ができるよう位置づけの明確化を図る。 年間実施数15回程度、延べ参加者数350人程度を目指す。
13	郷土文化課	自然関連冊子発行事業	地域の自然情報や科学的な知見、調査・研究の成果を広く普及・公表するための媒体として、さまざまな形態の印刷物を発行している。	研究報告・館報のような、定期的に発行すべき性格の印刷物についてそれができていない。ブックデザインを学んでいない学芸員による製作作業が基本であり、外部デザイナーのサポートがないと装丁の質を保つのが困難である。	I－① IV－②	研究報告・館報については、可能な限り定期的に発行できるようにする。普及用の印刷物については、内容だけでなく装丁の質にも注意を払い、来館者が手に取りやすいものとするすることで、その普及効果を高める。
14	郷土文化課	展示品整備事業（自然史）	開館以降に収集した実物標本や模型、解説パネル等を活用することで、郷土の自然や自然史科学について深く学ぶことができるような展示を整備している。	常設展示室のエリアによっては、開館以降に蓄積された標本資料の展示と最新の科学的知見の反映が十分できていない。	I－①	大規模な更新は当面難しいが、学芸員が自力で製作できる範囲での更新は着実に進める。
15	郷土文化課	特別展開催事業（自然史）	自然資料館の調査・研究活動の成果や最新の科学的知見を反映した多彩な内容で特別展を開催し、市民の自然への学びを促しつつ、知的好奇心を深められるような場を提供している。	数年前からの計画的な準備ができておらず、調査・研究活動との関連性が乏しい展示になることがある。広報が不十分で、外部評価も高い魅力ある内容でありながら、入場者数が伸び悩むことがある。	I－①	2～3年先を見越した展示計画を策定する。また、広報手段の改善を図り、来館の契機となるような機会を増やすことで、入場者数の増加を図る。年間延べ入場者数4,200人程度を目指す。
16	郷土文化課	自然資料貸出事業	剥製をはじめとした標本資料だけでなく、普及・教育用に開発した貸出キット類を作成し、主に学校園での利用を促している。	貸出キット類の内容が人気のあるチリメンモンスターや化石中心であり、それ以外の分野についても検討が必要である。市内学校園の利用が少ない。	I－①	貸出キット類の種類を増やすとともに、学校園に対してその存在を周知する。教員や保育士と連携したキット開発にも取り組む。年間35件程度の貸出しを目指す。
17	郷土文化課	調査・研究事業（自然史）	調査・研究活動は、博物館法に規定された博物館の重要な機能である。とくに、改変著しい地域の自然環境や生物多様性の保全を図るうえで、そこで得られる基礎的データの収集・分析を行うことの社会的要請は大きく、それを推進するとともに、発表会や報告書、展示等により、その成果を速やかに公表している。	個人ではない組織としての研究という位置づけが不明確である。扱う専門分野が多岐にわたっており、すべてを網羅できていない。特に、地域的に対応の必要性が高く、実際に市民からの需要も多い植物、地質分野の体制に課題がある。	I－①	大学や他の博物館、研究所等との連携をさらに進め、在野のアマチュア研究者等の力も借りることで、調査・研究の遂行に必要な専門的知見を有する人材や高度な機器類の不足を補う。
18	郷土文化課	自然資料収集・整理保管事業	野外で多数の生物、地質資料を収集し、それらを整理したうえで長期にわたり保管し続けることは、地域の自然情報を記録し、後世に継承していくという、自然系博物館存立の基盤と呼ぶべき機能である。資料の増加を図りつつ、データベースや目録等により、多くの市民・専門家が利用しやすい形での整備・公開を進めている。	数万に及ぶ膨大な数の標本資料が蓄積されており、整理やデータベース化が全く追いついていない。収蔵スペースに限界が来ており、まとまった寄贈資料の受け入れが困難になっていることから、貴重な地域資料の散逸が心配される。	I－①	専門的知見を有する学生やアマチュア研究者等を積極的にアルバイトやボランティアとして活用することで、標本資料の整理やデータベース化を促進させる。収蔵方法を工夫することで、収蔵スペースの効率化を図る。
19	郷土文化課	きしわだ自然友の会支援事業	友の会は自然資料館の熱心な利用者が集まり、平成14年に設立された。行事や展示など、事業を多方面からサポートする一方、自然観察会や外部の科学イベントに出展するなど独自の生涯学習活動も行っていることから、積極的にその支援・育成を図っている。	会員数、行事参加者数ともに減少傾向にある。運営や事業の企画・立案を担う役員となる人材が不足しており、活動が全体にやや停滞気味である。	I－④ II－③	子育てが一段落した比較的若い世代の一般会員から新しい人材を役員に迎え、運営の効率化、安定化を図るとともに、行事内容の質的向上と会員数の増加を目指す。

番号	担当課	事業名	事業概要	現在の状況（課題）	目標番号	今後の方向性（前期の目標）
1	図書館	図書資料貸出・回収事業	市民があらゆる種類の情報に接することができるよう、どの年齢層の人々にもその要求に応じた資料を提供し、地域の要求や状況に対応できるサービスを展開するため、各種図書館、専門機関と連携しながら、本の貸出、調査相談を行っている。また、市内6図書館の資料がすぐに提供できるようにインターネット予約サービス、図書の搬送も行っている。	利用者数、貸出数とも緩やかに減少傾向である。	I－④	「収集」「整理」「保存」「提供」の基本機能を守りつつ、時代のニーズに対応するため、ICT化を進めるとともに、「交流」「知識」を創造する場を積極的に作り、資料の提供に繋げていく。
2	図書館	図書館資料収集・整理事業 （資料収集）	市民の読書活動、学習活動、調査・研究活動を支援し、地域の文化や、産業の発展を支えるための資料を収集、整理、保存、提供している。市内6図書館で特色を持たせた資料収集にも力を入れている。また、「まちライブラリー@岸和田としょかん」、「旅する本」で市民の寄贈による本棚を図書館内に設置し、企業、商店、団体、個人問わず、社会貢献活動の一環として、図書館にある雑誌の購入代金を負担してもらう「雑誌スポンサー制度」を導入するなどして、資料の充実を図っている。	各館とも蔵書スペースの限界がきており、収集・保存・提供方法に工夫が必要である。	I－④	電子書籍や商用データベースなどの導入を検討し、多種多様な資料を収集していく。
3	図書館	図書館資料収集・整理事業 （郷土資料整備）	地域の貴重な資産としての郷土資料を残すため、教員経験者や行政経験者、または公民館等で活動している人々の協力を得て、地域資料の発行、デジタルアーカイブ化に向けての目録整理などを行っている。	平成26年度から平成30年度にかけて、子ども向け郷土資料「岸和田発見①～⑤」を発行した。	IV－② V－①	令和3年度事業として、図書館にある資料のデジタルアーカイブ化に取り組むため、関係者を招集し会議を進めていく。
4	図書館	図書情報提供事業	図書館のイベント案内・報告、司書おすすめの本、点字・録音図書の新书推荐などを掲載した「図書館だより」の発行のほか、図書館ホームページでは、本の検索だけではなく、本に関心を持ってもらうためのイベントや、企画展示などの情報、地域と本がつながる場の紹介など、赤ちゃんから高齢者まで幅広い対象者に向けての情報を提供している。	岸和田にゆかりのある人におすすめ本を紹介してもらう「本棚リレー」や、「まちライブラリー@岸和田としょかん」の開設など、本と人がつながる企画の情報発信に力を入れている。	IV－②	令和3年度事業として、図書館にある資料のデジタルアーカイブ化をすすめ、ホームページの充実に努める。
5	図書館	レファレンス（相談）業務事業	日々のくらしで生じた疑問や、調査・研究など調べものに必要な資料を探す相談業務を行っている。図書の所蔵の有無のほか、関連資料の紹介や、他機関所蔵資料の探し方、関連機関の紹介などを行っている。	サービスを知っている人は何度も利用するが、あまり知られていないのが現状である。	I－④	あるテーマを調べるときに役立つ基本的な図書資料、情報源、その探し方などを紹介した「バスファインダー」を作成し、利用者が求めている資料にたどりつけるよう工夫をする。
6	図書館	図書館行事開催事業 （図書館友の会）	昭和54年に発足以降、会費を徴収し、自主的に運営している。教室開催のほか、講演会や読書会、文学歴史散歩（バスツアー）など、会員相互の交流と親睦を図りながら読書や趣味の活動を広げている。 図書館は場所の提供や講演会の共催など、協力して地域文化活動を進めている。	会員が高齢化しているが、新たな企画を自分たちで考え、常に改善に向けて努力をしている。	I－② II－②	自主運営で会員相互の交流と親睦を図りながら読書や趣味の活動を広げている「友の会」の例会等に図書館も参加しながら意見交換をし、読書活動の発展のサポートができるよう努める。 年間で各教室の開催60回、延べ参加者数580人程度を目指す。
7	図書館	図書館まつり開催事業	平成10年、図書館創立70周年記念として、第1回目を開催したのが始まりで、以後、毎年、図書館活動に関わる団体で構成される実行委員会形式で開催している。実行委員会と図書館が協力しながら、本のリサイクル市、お話し、喫茶、講演会等を開催している。	開催して20年以上経過し、メンバーの固定化、高齢化のため、活動団体に関わらず、図書館まつりボランティアを新たに募集したところ、新しいメンバーも加わり、継続している。	I－②	ブックフェスタ開催事業と重複している部分もあるため、いかに融合させて取り組んでいけるかを、それぞれの実践の中で探っていきながら、いずれは一本化を目指す。 入館者数1,000人程度を目指す。
8	図書館	自動車文庫事業	自動車文庫「なかよし号」で、小学校や地域の公園など20ヶ所を巡回している。公民館等、チビッコホーム、幼稚園、保育所、市民病院などに定期的に本の配本を行っている。 図書館6館で、どの館の本もスムーズに提供できるよう配送業務を行っている。	平成25年に八木、桜台図書館が開館したことで、地域の巡回場所によっては利用が減少傾向にある。一方で小学校での利用は多く、自動車文庫巡回時に団体貸出（朝読用・調べ学習用）の資料も届けるなど、学校からのニーズは増え続けている。	I－④ V－②	自動車文庫「なかよし号」の巡回場所や、学校支援サービス全体を見直すことにより、公平性を重視したサービスを実施していく。
9	図書館	障害者サービス事業	以下のサービスを実施している。 ・来館が困難な方への宅配サービス ・自力で図書を読むことが困難な方への対面朗読サービス ・視覚に障害を持つ方に録音図書の貸出・リクエスト受付サービス ・視覚に障害をもつ子どもにも楽しんでもらえる「さわる絵本」の貸出、活字図書の利用が困難な子どもにも理解できるように写真ややさしい文章で工夫をして作られた「LLブック」の提供 ・本を読むことに苦手意識を持っている子どもに向けてのイベント実施	対面朗読や、音訳図書製作等はボランティアの協力により行っているが、ボランティアの活動拠点がボランティアセンターにあるため、ボランティアセンター、ボランティアそれぞれの連携、意思の疎通が図りにくい。新規利用者が少しずつ増え、宅配サービスなどの利用も増えているため、障害者サービス全体の業務量の見直しとサービス改善が必要である。	I－④ V－③	平成23年度からボランティアセンターより録音図書貸出サービスの移管を受けてから、10年経過する。ボランティアセンター、ボランティアとの意見交換の場を設け、利用者のニーズの把握とサービス向上を図る。

番号	担当課	事業名	事業概要	現在の状況（課題）	目標番号	今後の方向性（前期の目標）
10	図書館	図書館活動企画事業	本に関心を持ってもらえるよう、さまざまな分野をテーマにしたイベントを実施している。 ・和歌山大学岸和田サテライトや関係部署との連携による図書館でのパネル展示や共催企画の実施 ・5分館でのボランティアによる定期的なおはなし会の開催 ・図書館の郷土資料を活用した郷土資料展示・講座の開催	市民向け企画をしている部署へ声掛けをし、共催事業を開催したり、図書館で得意なことを活かしたいと思っている人に依頼してイベントを開催している。	I－① II－① V－① V－③	図書館職員の企画、実施だけではなく他部署の企画や市民の提案などにもアンテナを張りながら、多様な事業展開を目指す。
11	図書館	ブックフェスタ開催事業	まちライブラリーブックフェスタin関西は、私設図書館である「まちライブラリー」と公共図書館、書店、ショップなどが垣根を越えて協力し、「本のある場所」をつなぐ本のお祭りで、岸和田市は、平成30年から参加している。 春は、まちライブラリーブックフェスタin関西への参加により、市外の人へもPRできることから開催し、秋は、岸和田独自の「岸和田ブックフェスタ」として開催している。	現在3年目にして今の形が定着しつつあるが、他の図書館事業とどう融合させていくかが課題である。	I－② II－① II－② II－③	イベント企画者が主催者となり開催し、図書館は場所の提供、広報きしわだ、ホームページでの情報提供などの後方支援という形が出来てきたが、今後はルール化してゆるやかに広がっていく仕組みづくりを検討する。 年間で開催数20回程度と、延べ参加者数300人程度を目指す。
12	図書館	子ども読書活動推進会議事業	令和元年度、第3次岸和田市子ども読書活動推進計画を策定し、令和2年度から5年間、図書館が事務局となり、健康推進課、子育て支援課、子育て施設課、学校教育課、人権教育課、生涯学習課、郷土文化課の担当職員と会議を開催している。	各課毎に施策についての作成シートを作り、年度末に完成させている。会議以外に個別の話し合いを持ち、推進していく工夫が必要である。	V－① V－② V－③	作成シートを基に、関係各課で情報を共有し、また、意見交換の場を持ち、読書推進につながる事業や企画を考えていく。 小6と中3で全国平均以上の読書好きの割合を目指す。
13	図書館	お話配達事業	平成2年に岸和田市子ども文庫連絡会が、小学校（1校）におはなしを語ったり、本を紹介したりする「お話配達」を開始したのをきっかけに、一時期は、図書館と協力しながら24全小学校で実施していた。現在は22校で実施している。	以前は、お話配達ボランティア養成講座などを開催することで、話し手を確保していたが、現在は、入会員は少なく話し手が固定化してきている。	I－① V－②	今後、全小学校にお話の配達を実施できるよう、お話配達に参加できるメンバーの確保と育成、個々のスキルアップを目指す。
14	図書館	ブックスタート事業	平成19年度から開始し、現在は健康推進課で実施している4か月児健康診査時に、5種類の絵本の中から好きな絵本1冊と、子育てに関する情報をプレゼントしている。 令和元年度からは、ブックスタート時に手渡した絵本が、その後の読書習慣につながることを願い、「読み聞かせ読書手帳」の配布も開始した。	毎年4か月児健康診査は95%を超える高い受診率となっている。1人でも多くの方に絵本を手渡すため、健診を受診できない方へのフォローと読書習慣を身につけることの大切さを伝えていくことが課題である。	I－① V－③	ブックスタートセットの100%配布を目指す。また、関係者との連携を図り、子育て情報誌の活用と「読み聞かせ読書手帳」の活用等を伝えていく。

発 行 岸和田市教育委員会

生涯学習部 生涯学習課

令和 3 年 4 月